



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 教育委員会規則

- 1 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### ○ 告示

- 225 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課) ..... 4  
 226 生活保護法による指定介護機関の休止 ( " ) ..... 4  
 227 生活保護法による介護機関の指定 ( " ) ..... 4  
 228 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防  
 サービス事業者の廃止 (長寿社会課) ..... 5  
 229 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退 ( " ) ..... 6  
 230 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) ..... 6  
 231 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) ..... 6  
 232 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) ..... 7  
 233 県営土地改良事業計画の変更 (農業農村整備課) ..... 7  
 234 基本測量の終了 (技術調査課) ..... 8  
 235 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 8  
 236 道路の供用開始 ( " ) ..... 9  
 237 道路の区域変更 ( " ) ..... 9  
 238 道路の供用開始 ( " ) ..... 9  
 239 " ( " ) ..... 10  
 240 " ( " ) ..... 10  
 241 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 10  
 242 文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
 (警察本部) ..... 10  
 243 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務に係る一般競争入札に参加  
 する者に必要な資格等 ( " ) ..... 12

### ○ 警察本部告示

- 1 自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加す  
 る者に必要な資格等 ..... 14

### ○ 公告

- 二級河川富田川水系河川整備基本方針の策定 (河川課) ..... 18  
 入札公告 (総務事務集中課) ..... 18  
 " (警察本部) ..... 21

## 教育委員会規則

### 教育委員会規則第1号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月17日

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条中「又は高等学校の教員（特別支援学校の中学部又は高等部の教員を含む。）」を「、義務教育学校の後期課程、高等学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の教員」に改める。

第7条の4第2号、第7条の7第2号及び第7条の9第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第4章中第39条の次に次の1条を加える。

（良好な成績で勤務した者の特例）

第39条の2 前条の場合において、免許法施行規則第18条の5の規定による単位の修得は、別表第11の定めるところによる。

2 前項の単位の修得に係る免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する在職年数は、平成28年4月1日以後のものに限るものとする。

別表に次の1表を加える。

別表第11 (第39条の2関係)

(免許法施行規則第18条の5の場合)

受けようとする免許の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数					
			教科に関する科目	教職に関する科目				教科又は教職に関する科目
				教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
				各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1		7	1		2	
	中学校教諭普通免許状	1		7			2	
中学校教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	2	5	1			2	
		1	7	2			2	
	高等学校教諭普通免許状	1		1	1		1	3
高等学校教諭1種免許状	中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)	1		1			2	6

備考 教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2に規定する修得方法の例によるものとする。

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ひだまり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2500-1	ケアプランセンターひだまりの華	田辺市中辺路町来栖川454-2	居宅介護支援	平成28.9.1
株式会社ひだまり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2500-1	デイサービスセンターひだまりの華	西牟婁郡上富田町岡1	通所介護・介護予防通所介護	平成28.9.1
一般社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1の8	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市高雄1-11-10	訪問看護・居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防居宅療養管理指導	平成28.12.31
有限会社真ごころ	有田市宮原町滝川原452	真ごころ	有田市宮原町滝川原58-1	訪問看護・居宅介護支援・介護予防訪問看護	平成29.1.31

## 和歌山県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人久生会	海南市名高506-4	医療法人久生会山本クリニック	海南市名高506-4	訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成29.1.1

## 和歌山県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示

する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人彌栄会	岩出市中迫139	医療法人彌栄会介護老人保健施設やよい苑	岩出市中迫380	訪問リハビリテーション	平成28.9.1
株式会社ひだまり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2500-1	ケアプランセンターひだまりの華	西牟婁郡上富田町生馬2090-1	居宅介護支援	平成28.9.1
株式会社ひだまり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2500-1	デイサービスセンターひだまりの華	西牟婁郡上富田町生馬2090-1	通所介護・介護予防通所介護	平成28.9.1

## 和歌山県告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072500717	有限会社みはま介護センター	みはま居宅介護支援事業所	和歌山県東牟婁郡串本町西向1480-56	居宅介護支援	平成28.12.24
3072500808	合同会社明神介護	明神介護サービス	和歌山県東牟婁郡古座川町明神459	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.12.29
3072400108	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	白浜町社会福祉協議会	和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵274-1	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28.12.31
3072200128	社会福祉法人優姜会	在宅複合施設セントポリア	和歌山県田辺市東山1-7-23	通所介護 短期入所生活介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護	平成28.12.31
3062290022	一般社団法人田辺市医師会	田辺市医師会立訪問看護ステーション	和歌山県田辺市高雄一丁目11番10号	訪問看護 介護予防訪問看護	平成28.12.31
3072300241	有限会社オーネット	介護サービスオーネット	和歌山県新宮市新宮3813-164	居宅介護支援	平成29.1.14
3072100849	有限会社響	ゆったり	和歌山県日高郡日高町荆木189番地	居宅介護支援	平成29.1.31
3061590026	有限会社真ごころ	真ごころ	和歌山県有田市宮原町滝川原58-1	訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問看護	平成29.1.31

30725008 16	社会福祉法人高瀬会	高瀬会訪問介護ステーション串本	和歌山県東牟婁郡串本町串本256番地	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 29.2.1
30714010 32	株式会社NEXTINNOVATION	ケアセンター風花	和歌山県海南市岡田223-12	介護予防通所 介護	平成 29.2.6
30723004 15	株式会社らくだ屋	株式会社らくだ屋	和歌山県新宮市熊野地一丁目11番11号	特定福祉用具 販売 特定介護予防 福祉用具販売	平成 29.2.11
30622901 70	株式会社エル・ソル	カノンナースステーション	和歌山県田辺市下三栖1483-15	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 29.2.13

## 和歌山県告示第229号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
30714000 67	海南市	海南市立南風園	和歌山県海南市木津233-40	介護老人福祉施設	平成 28.10.31

## 和歌山県告示第230号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000 150	放課後等デイサービスゆうゆう	橋本市原田16-3	放課後等デイサービス	株式会社NCG	伊都郡九度山町大字九度山字宮ノ浦527番1	平成 29.2.1

## 和歌山県告示第231号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、「DIAMOND Speed II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年

法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成29年2月17日

### 和歌山県告示第232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中宇楠谷573番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）縦覧図書添付別紙のとおり

（変更後）縦覧図書添付別紙のとおり

4 変更年月日

平成29年1月1日

5 変更した理由

小売業者の入退店並びに小売業者の住所及び代表者の変更

6 届出年月日

平成29年1月30日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年2月17日から同年6月19日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業横垣大池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画の変更については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が変更された日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができなくなる。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業横垣大池地区の変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年2月20日から同年3月17日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高川町農業振興課

和歌山県告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量 1) 国土調査補助基準点測量

2) 防災対策地域水準測量

2 作業期間 平成28年8月1日から平成29年1月31日まで

3 作業地域 1) 和歌山県和歌山市

2) 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考



新宮市五新1694番4地先から同市五新1695番5地先まで	旧	8.32 } 9.81	48.45	一般国道169号との重用延長48.45メートルを含む。
同上	新	9.79 } 13.04	48.45	一般国道169号との重用延長48.45メートルを含む。

**和歌山県告示第236号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市五新1694番4地先から同市五新1695番5地先まで

供用開始の期日 平成29年2月17日

**和歌山県告示第237号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市神倉三丁目1697番1地内	旧	8.32 } 9.81	48.45	一般国道168号との重用延長48.45メートルを含む。
同上	新	9.79 } 13.04	48.45	一般国道168号との重用延長48.45メートルを含む。

**和歌山県告示第238号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号  
 供用開始の区間 新宮市神倉三丁目1697番1地内  
 供用開始の期日 平成29年2月17日

## 和歌山県告示第239号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道  
 路線名 370号  
 供用開始の区間 海南市木津字出口177番1地先から同市沖野々字越前29番2地先まで  
 供用開始の期日 平成29年3月4日 午後2時

## 和歌山県告示第240号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道  
 路線名 424号  
 供用開始の区間 海南市木津字出口172番1地先から同市沖野々字越前29番2地先まで  
 供用開始の期日 平成29年3月4日 午後2時

## 和歌山県告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3373	西牟婁郡白浜町才野字下垣内384番1の一部、384番2の一部	田辺市中屋敷町6番地 岡本酒造株式会社 代表取締役 岡本修	平成 29. 2. 6	6. 00	73. 68

## 和歌山県告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年2月17日

## 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

## (1) 調達役務の名称

文書等てい送業務民間委託業務

## (2) 調達役務の内容等

文書等てい送業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年2月17日 (金) 現在において、次に掲げる要件のいずれをも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者 (以下「暴力団等」という。) が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号) 第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。

(10) 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。

(11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。

(12) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの) 及び定款

ウ 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

オ 使用印鑑届

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- (イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目  
キ 運転員等勤務計画予定表  
ク 誓約書  
ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）  
コ 2の（8）から（10）まで及び（12）に掲げる資格を証する書面  
サ 2の（11）に掲げる要件を満たすことを証する書面

- (2) (1) のイからエまで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年2月17日（金）から同年3月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある場合は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成29年2月17日（金）から同年3月7日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

##### (2) 日時

平成29年2月27日（月）午後2時30分

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成29年2月17日（金）から同年3月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-0560

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成29年3月16日（木）までに通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成29年3月21日（火）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成29年3月24日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づ

き、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 事業年度

平成29年度

(2) 調達役務の名称

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務

(3) 調達役務の内容等

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

平成29年4月1日（土）から同年11月30日（木）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年2月17日（金）において次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 調達役務のうち警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税  
(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目  
ク 誓約書  
ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）  
コ 2の(8)の条件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該条件を満たすことを証する書面
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年2月17日（金）から同年3月2日（木）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成29年2月17日（金）から同年3月3日（金）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時  
平成29年2月27日（月）午後1時30分
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所  
3の(1)に掲げる申請書類は、平成29年2月17日（金）から同年3月9日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所  
生活安全企画課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-433-7656
- 7 資格審査の結果通知  
資格審査の結果は、郵便により平成29年3月14日（火）までに通知するものとする。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成29年3月16日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成29年3月23日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年2月17日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年2月17日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種の業務とは、自動車保有関係手続のワンストップサービスの構築業務とする。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは、サーバ機器及びネットワーク機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有することとする。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築委託業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - (カ) 使用印鑑届
  - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
    - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - (ク) 誓約書
  - (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
  - (サ) 申請者のシステム構築委託業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
  - (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
  - (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
  - (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
    - a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
    - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築委託業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
  - (イ) 事業経歴書
  - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
  - (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
  - (カ) 使用印鑑届
  - (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
    - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
  - (ク) 誓約書
  - (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）



- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築委託業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- 障害発生時の連絡体制図を添付すること。
  - 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し  
コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア又はイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年2月17日（金）から同年3月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成29年2月17日（金）から同年3月7日（火）までの間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 4 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

##### (2) 日時

平成29年3月3日（金）午前10時

#### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成29年2月17日（金）から同年3月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、平成29年3月13日（月）午後4時までに、6に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

交通規制課  
和歌山市西46番地1  
郵便番号 640-8313  
電話番号 073-473-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-473-0110

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成29年3月17日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成29年3月27日（月）午後4時までに書面により求められることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成29年3月30日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

二級河川富田川水系河川整備基本方針の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、二級河川富田川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び西牟婁振興局建設部総務調整課においてこれを公表する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年2月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
平成29年度 調達案件番号20160031449号
- (2) 調達案件名  
和歌山県広報紙「県民の友」印刷
- (3) 調達物品の名称及び数量  
和歌山県広報紙「県民の友」印刷 1式
- (4) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (5) 納入期限  
入札説明書による。
- (6) 納入場所  
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課

## (2) 期間

平成29年2月17日（金）から同年3月10日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間

## 4 入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の場所及び日時

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

## イ 入札日時

平成29年3月17日（金）午前10時30分から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成29年3月16日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成29年3月16日（木）午前9時から同月17日（金）午前10時15分までに行うこと。

## (2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第3位の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

##### イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
" Kenmin no Tomo " Printing : 1 Unit
- (2) Time limit for tender :  
10:30 a.m. 17 March 2017
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585  
TEL 073-441-2294  
FAX 073-441-2288

### 入札公告

自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年2月17日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
平成29年度から平成34年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量  
自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務 一式
- (3) 履行期間  
契約日から平成35年1月31日までの間
- (4) 調達役務の仕様等  
自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所  
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額  
総額で入札することとする。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成29年和歌山県警察本部告示第1号に規定する自動車保管場所証明電子化システム構築委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）  
和歌山市西46番地1  
電話番号 073-473-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-473-0110

- (2) 期間

平成29年2月17日（金）から同年3月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所  
3の(1)に同じ。

イ 期間  
3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、平成29年2月17日（金）から同年3月7日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時  
平成29年3月3日（金）午前10時

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地1  
和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時  
平成29年4月6日（木）午前10時

ウ 開札場所  
アに同じ。

エ 開札日時  
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成29年4月5日（水）午後4時までに交通規制課に必着するように行わなければならない。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 契約書作成の要否

要

#### 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

#### 15 その他

(1) 契約の締結と関係予算の成立

この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る平成29年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は、無効とする。

(2) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(3) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of car keeping place proof computerization system and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Thursday 6 April 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 4:00 p.m.

Wednesday 5 April 2017)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

Tel:073-423-0110

FAX:073-423-0120